

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年10月28日（月）13：00～14：35

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 伊藤課長補佐、高橋課長補佐

専門検査部門 澤田原子力規制制度研究官、村尾企画調査官、柳原子力専門検査官

実用炉審査部門 正岡管理官補佐、照井安全審査官、秋本安全審査官、桐原調整係長
制度改正審議室

古作企画調査官

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 設備技術グループマネージャー 他1名

中部電力株式会社 原子力本部 浜岡原子力発電所 プラント運営部 原子燃料課

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力工事センター 課長 他3名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 設備保全G 副リーダー

九州電力株式会社 発電本部 原子力工事グループ 課長 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 設備管理グループ 課長 他1名

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長

原子力エネルギー協議会 副部長 他3名

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）等から、配布資料（1）に基づき、設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）に係る「工事の方法」の記載に関する基本的な考え方について説明があり、原子力規制庁と意見交換を行った。

(2) 原子力規制庁から、基本設計方針に記載されている施工に関する事項について、使用前事業者検査における基本設計方針に係る検査において取り扱うことが明確となるよう、検査項目、検査時期等の記載を検討するよう求めた。また、燃料体に係る検査の記載について、M O X 燃料も考慮した場合の記載案を検討するよう求めた。更に、技術基準に基づいて検査を行うこと、公衆の安全確保、劣化傾向把握の基礎となる初期値の取得、特別な工法が必要となる範囲など、不明確であったり誤解を招く表現であったりする部分について、修正の検討を求めた。

(3) A T E N A等から、配布資料(2)に基づき、設工認の申請における図書類の構成案について説明があり、特に大きな認識の相異はない旨を共有した。

6. 配布資料

(1) 設計及び工事の計画「工事の方法」の記載に係る基本的考えについて(A T E N A資料)

(2) 設工認の申請方法・内容について(A T E N A資料)